

広島県告示第四百七十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の二第二項の規定によって、福山港に係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年七月十四日

福山港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 期日

平成二十八年七月二十九日 午後二時

二 場所

福山市卸町一四番一号

福山卸センター 小会議室

三 変更しようとする地域

福山港福山地区（その二）